

# 玉野市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助

## Q&A

### 質問1 どういった経費が補助対象経費となりますか？

(回答)

不妊去勢手術にかかる経費が補助対象経費となります。

実績報告の際に提出された領収書に、病気やケガの治療等の不妊去勢手術に関係のない項目の記載があると、補助対象経費とならない場合があります。

### 質問2 猫のお腹の中に胎児があり、子宮及び卵巣ごと取り出した結果費用が増えました。この場合の追加の費用は、補助対象経費となりますか？

(回答)

不妊手術の一環として補助対象経費となります。

申請時の金額から変更がある場合には、変更申請書の提出をお願いします。

変更申請書の提出が必要な場合には、あらかじめご連絡下さい。

### 質問3 申請している猫が複数頭おり病院に一度に連れて行けず、手術が別々の日になりました。実績報告書に日付の異なる領収書を複数枚添付することは可能ですか？

(回答)

可能です。ただし、領収書の合計額が申請額と一致するようにご注意ください。

また、実績報告書は手術日から30日以内に提出していただく事となりますが、1頭目の手術日から30日以内に全ての猫の手術を終えるよう、お願いします。

### 質問4 猫を病院に連れて行ったら、既に不妊去勢処置済みであることが判明しました。この場合にかかった費用は対象経費となりますか？

(回答)

なりません。不妊去勢手術にかかった費用のみが対象経費となります。